

給付年金コーナー

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトクです！

国民年金の保険料を納めるときに口座振替やクレジットカード納付を利用すると、保険料を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れが防げます。また、保険料が割引きされる前納を利用することができます。

【お申込み期限】

まとめて前払い（前納）の場合

・4月末日からの前納……2月末日までにお申し込みください。

「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」

・10月末日からの前納……8月末日までにお申し込みください。

「6カ月前納（10月～翌年3月）」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※口座振替納付は開始までにお申し込みから1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。

※お申し込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間は「翌月末振替」となりますのでご注意ください。

【手続き方法】

口座振替の申込みは、「国民年金保険料口座振替申出書」、クレジットカードの申込みは、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」にご記入のうえ、年金事務所又は金融機関へご提出ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

介護保険料 「納入通知書」「特別徴収開始通知書」 発送のお知らせ

65歳以上の方のうち、納付書で介護保険料を納付していただく方へ、令和3年度分の納入通知書を発送します。

また、年金からの天引きにより介護保険料を納付していただく方には、令和3年度分の特別徴収開始通知書を7月下旬に発送する予定です。

介護保険制度は助け合いの制度です。被保険者の皆さんにご負担いただく介護保険料は、制度運営の大切な役割を担っています。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■納付書による納付（普通徴収）

年金額が年額18万円未満の方や、年金の種類が老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金以外の方が対象です。

■年金からの天引き（特別徴収）

年額18万円以上の老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を受給している方が対象です。

7月の納期

- 固定資産税（第2期分）
- 国民健康保険税普通徴収（第1期分）
- 後期高齢者医療保険料普通徴収（第1期分）
- 介護保険料普通徴収（第1期分）

納期限は8月2日(月)です。口座振替の場合は7月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

固定資産税	税務会計課課税担当	内線113
国民健康保険税	税務会計課課税担当	内線112
後期高齢者医療保険料	町民課給付担当	内線123
介護保険料	健康福祉課介護保険担当	内線128

新型コロナウイルス感染症の影響 による国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の条件を満たす方は、保険税が減免となります。減免基準をご確認の上、長瀬町税務会計課までご相談ください。

【減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税の全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税の一部を減額

※世帯の主たる生計維持者について、以下の全てを満たすことが要件となります。

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

なお、会社都合で退職した方など非自発的失業者の軽減制度の対象となる方は、給与収入の減少分について、本減免の対象になりません。

問合せ 税務会計課課税担当
☎66・3111 内線112